包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定

目次

前文

第一 章 総則

第一 条 般的定義

第二条

原則

第三条 目的

第四条 透明性

第五条 秘密性

第六条 租税

第七条 一般的例外

1

第八条 安全保障のための例外

第九条 非政府機関

第十条 他 の協定との関係

第十一条 合同委員会

第十二条 全締約国間 の連絡

第二章 物品 この貿易

第十四条 第十三条 物品 [の分類

定義

第十五条 内国 \mathcal{O} 課税及び規則に関する内国民待遇

第十六条 関税 の撤廃又は引下げ

第十七条 関税上 一の評価

第十八条 非関税措 置

第十九条 譲許の修正

第二十条 セーフガード措置

第二十一条 国際収支の擁護のための措置

第二十二条 税関手続

第三章 原産地規則

第二十三条 定義

第二十四条 原産品

第二十五条 完全に得られ、又は生産される産品

完全には得られず、

又は生産されない産品

第二十六条

第二十七条 域内原産割合の算定

第二十九条 累積

第二十八条

僅少の非原産材料

第三十条 原産資格を与えることとならない作業

第三十一条 直接積送

3

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

第三十四条 間接材料

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

第三十六条 運用上の証明手続

第三十七条 原産地規則に関する小委員会

第四章 衛生植物検疫措置

第三十八条 適用範囲

第三十九条 権利及び義務の再確認

第四十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第四十一条 照会所

第四十二条 第九章の規定の不適用

第五章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第四十三条 目的

第四十四条 適用範囲

第四十五条 権利及び義務の再確認

第四十六条 協力

第四十七条 照会所

第四十八条 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第四十九条 第九章の規定の不適用

第六章 サービスの貿易

第五十条 サービスの貿易

第七章 投資

第五十一条 投資

第八章 経済的協力

第五十二条 基本原則

第五十三条 経済的協力の分野

第五十四条 経済的協力に関する小委員会

第五十五条 経済的協力のための事業計画

第五十六条 経済的協力のための資源

第五十七条 経済的協力に関する活動の実施

第五十八条 次章の規定の不適用

第九章 紛争解決

第六十条 適用範囲

第六十一条 連絡部局

第六十二条 協議

第六十三条 あっせん、調停及び仲介

第六十四条 仲裁裁判所の設置

6

第六十五条 仲裁裁判所の構成

第六十六条 第三国

第六十七条 仲裁裁判所の任務

第六十八条 仲裁裁判手続

第六十九条 裁定案及び裁定

第七十条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第七十一条 裁定の実施

第七十二条 代償及び譲許の停止

第七十三条 費用

第十章 最終規定

第七十四条 目次、 見出し及び小見出し

第七十五条 見直し

第七十六条 附属書及び注釈

第七十七条 改正

第七十八条 寄託者

第七十九条 効力発生

第八十条 脱退及び終了

附属書一 関税の撤廃又は引下げに関する表

附属書二 品目別規則

附属書四 運用上の証明手続附属書三 情報技術製品

附属書五 経済的協力のための事業計画

前文

国 日本国並びに東南アジア諸国連合(以下「ASEAN」という。) カンボジア王国、 インドネシア共和国、 ラオス人民民主共和国、 構成国であるブルネイ・ダルサラーム マレーシア、ミャンマー連邦、 1 ij

ピン共和国、シンガポ ール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国 の政府は、

アのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済上の連携の枠組みを想起し、

二千二年十一月五日にカンボジアのプノンペンで署名された共同宣言及び二千三年十月八日にインドネシ

政治的及び経済的な分野のみならず社会的及び文化的な分野をも含む広範な分野にお į١ て、 相互 信頼及

び信用に基づく日本国とASE ANとの間 の関係を深化することを希望し、

分野 日 に 本国及び全ASE お いて経済的なきずなを拡大してきた日本国とASEANとの間の関係における著しい進 IAN構 成国 の間 の経済活動を通じたASE Ā N の継続的 発展並びに三十年間に広範な 足に動 かさ

め、 日 日本国とASEANとの間の経済的なきずなを強化し、 本国とASEANとの間 の包括的な経済上の連携 (以 下 より多くの機会及びより大きな規模の経済を実 「AJCEP」という。) が、 相互 の利益のた れ

現するようなより大きく、 カゝ つ、 より効率的な市場を創出し、 並びに資本及び人材に対する日本国及びAS

EANの魅力を高めることを確信し、

日本国及び全 A S E AN構成国 0 間 の経 済関係 の強化に向けた多層的な、 かつ、 多面的な二国間 \mathcal{O} 及び地

域的な努力が、このような包括的な経済 Ě 一の連 携 の実現を円滑にすることを認識

このような包括的な経済上の連 獲が、 A S Е A N の経済的 な統合及び 一体性 から利益を得るべきであり、

並びにそれらを補完するものであるべきであるとひとしく認め、

さらに、 全 A S E A N `構成| 国 の間に おける経済開発 $\overline{\mathcal{O}}$ 様 々 な段階を認識

物品 及びサ F. ス 0) 貿易並 び に投資等 \mathcal{O} 分野を含むこの 協定が、 東アジアに お ける経済的な統合に向 け た

重要な基礎となることを確信し、

千九百九十四年四 月十五日にマラケシ ュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシ ュ協定 (以 下 世

界貿易機関設立協定」 という。) の附属す 書一A千九百 九十四年 の関税及び貿易に関する一般協定第二十四

及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し

多角的貿易体制 の枠組 みにおいて地域的及び国際的 な自由化を加速する触媒としての地域的な貿易協定の

役割を認識し、

世界貿易機関設立協定並びに多数国間の、 地域的な及び二国間の協定及び取決めに基づく各締約国の権利

及び義務を再確認し、

全締約国間でこのような包括的な経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

この協定の適用上、

(a) 「全 A S Е Ā N 構 成国] とは、ブルネイ・ダルサラーム国、 カンボジア王国、 インドネシア共 和 国

ラオス人民民主共和国、 7 レーシア、ミャンマー連邦、 フィリピン共和国、 シンガポ ル 共 和 国

王国及びベトナム社会主義共和国を総称していう。

- (b) 「税関当局」とは、 関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う権限のある当局をいう。
- (c) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(d) 「サービス貿易一般協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定

をいう。

(e) に関する一般協定をいう。 「千九百九十四年のガット」とは、 この協定の適用上、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易 千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、そ

 \mathcal{O} 注釈及び補足規定を含む。

- (f) る商品 され、 「統一システム」とは、 及び実施されるものを の名称及び分類についての統 商品 いう。 の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定め システムであって、 全締約国によりそれぞれの国内法の下で採用
- (g) ム社会主義共和国をいう。 「新規ASE A N 構成国」 とは、 カンボジア王国、 ラオス人民民主共和国、 ミャンマー連邦及びベト

ナ

を総称していう。

(h) 「全締約国」とは、 日本国及び全ASEAN構成国のうち自国についてこの協定の効力が生じたもの

(i) 「締約国」とは、 日本国又は全ASEAN構成国のうち自国についてこの協定の効力が生じたものの

いずれかをいう。

第二条 原則

全締約国は、 この協定その他の二国間 !の又は地域的な協定又は取決めを通じてAJCEPを実現すること

の重要性を再確認し、次の原則を指針とする。

(a) AJCEPは、 日本国及び全ASEAN構成国が関与するものでなければならず、 自由化、 円滑化及

び経済的協力に焦点を合わせた広範な分野を含む。

(b) AJCEPを実現させる上で、 A S E A N の一体性、 連帯及び統合が維持されなければならな

0 かつ異なる待遇が与えられる。 新 規 A S E AN構成国に対しては、 追加的な柔軟性が与えられる。

(c)

全 A S E

A

N構成国

特

に新規

A

S

E A N

構成国に対し、

その経済開発

の異なる水準

-を認識

Ļ

特別

(d) 後発開 発途上国 \mathcal{O} ため の措置に関する世界貿易機関 の閣僚宣言の規定が認識され なけ ればならない。

(e) 日本国 及び各ASEAN構成国 の機微に係る分野を取り扱うために柔軟性が与えられるべきである。

(f) 技術協力及び能力開発は、 この協定に基づいて提供される経済的協力の重要な要素である。

第三条 目的

この協定の目的は、 次のとおりとする。

- (a) 全締: 約 国間 の物品及びサー ビスの貿易を漸進的に自由化し、 及び円滑化すること。
- (b) 全締約国における投資の機会を改善し、 並びに投資財産及び投資活動 の保護を確保すること。
- (c) 全締約国 A S E ANの経済的な統合を支援し、全ASEAN構成国 の貿易及び投資を増進するため、 全締約国間 の経済的協力の増進 [間における経済開 のため 発の格差を縮小し、 の枠組みを設定す 並 び

ること。

間

第四 条 透明性

1 してい 各 i締約国 る国際協定であって、 は、 法令、 行政上 この協定 の手続、 $\overline{\mathcal{O}}$;実施! 般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国 及び運用に関 連し、 又は影響を及ぼすものを、 自 国 0 法令に]が締結

従って、

公に利用可能なものとする。

2 権限 各締約国は、 のある当局 の名称及び所在地を公に利用 1に規定する法令、 行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を負う 可能なものとする。

3 各締約国 は、 他 の締 約国 の要請があった場合には、 1に規定する事項に関して、英語で、 当該他の締約

国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に情報を提供する。

第五条 秘密性

- 1 この協定のいかなる規定も、 締約国に対し、 秘密の情報であって、 その開示が、 自国の法令の実施を妨
- げ、 その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することと
- なるものの提供を要求するものではない。
- 2 この協定 のいかなる規定も、 締約国に対 Ľ 金融機関の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報の提
- 供を要求するものと解してはならない。
- 3 各締約国 は、 自国 の法令に従い、 他 の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘 密
- 性を保持する。

第六条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、 租税に係る課税措置については、 適
- 用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、 租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。こ

の協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、 当該租税条約が優先する。

3 前二条の規定は、 この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、 当該措置について

適用する。

第七条 一般的例外

次章から第五章までの規定 の適用上、 千九百九十四年のガット第二十条の規定は、 必要な変更を加えた上

で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第八条 安全保障のための例外

この協定 0 7 かなる規定 ŧ 次 \bigcirc いずれ か の事項を定めるものと解してはならない。

(a) 締約国 12 対し、 その 開 示 が自国 の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約 国 [が認める情報の提供

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をと

ることを妨げること。

を要求すること。

(i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

- (ii) 武器、 弾薬及び軍需品 の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物
- 及び原料の取引に関する措置
- (iii) 計画的な企てから、 通信、 電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を使用不能にし、 当該公共基盤を防護するためにとる措置 又は破壊することを意図した
- (c) (iv) 締約 国内に 国 が 国際の平和及び安全の おける緊急時又は戦時その他 維持 のため国 \mathcal{O} 国際関係の緊急時にとる措置 .際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げ

ること。

第九条 非政府機関

各締: 約国 は、 この協定に基づく自国 の義務及び約束を履行するに当たり、 自国に お いて中央、 地域 又は地

方の政府又は機関によって委任された権限を行使する非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保する

よう努める。

第十条 他の協定との関係

1

各締約国は、 世界貿易機関設立協定に基づく自国の他の締約国に対する権利及び義務並びに他の締約国

との間で締結しているその他の協定に基づく自国の当該他の締約国に対する権利及び義務を再確認する。

- 2 で与えられるときは、この協定のいかなる規定も、 合において、 各締約国が他 当該他 !の締約国との間で締結している他の協定に基づいて当該他の締約国に対して義務を負う場 の締約国に対しこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇が当該他の協定の下 当該義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 3 協定が優先する。 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、 その抵触の限度において、 世界貿易機関設立
- 4 に協 は、 この協定と二以上の締約国が締結している協定 それら 議する。 の締約| 国 は、 国際法 の 一 般原則を考慮しつつ、 (世界貿易機関設立協定を除く。) とが抵触する場合に 相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互
- 5 て世界貿易機関設立協定の規定に拘束され 世界貿易機関設立協定を締結していない締約国は、 世界貿易機関への加盟の際には、 自国 の約束に従っ

第十一条 合同委員会

1 この協定に基づき合同委員会を設置する。

- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
- (a)
- この協定の実施及び運用について見直しを行うこと。

全締約国に対し、この協定の実施及び運用についての報告を提出すること。

(b)

- (c) この協定の改正について検討し、及び全締約国に勧告すること。

この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、

及び調整すること。

(e) 次のものを採択すること。

(d)

- (i) 附属書四規則十一に規定する運用上の規則
- (ii) 必要な決定
- (f) 全締約国が合意するその他の任務を遂行すること。
- 3 (a) 合同委員会は、 日本国及び全ASEAN構成国の代表者から成る。
- 4 (b) 合同委員会は、 合同委員会は、 全締約国が合意する場所及び時期において会合する。 小委員会を設置し、 自己の任務の遂行を委任することができる。

第十二条 全締約国間 『の連絡

各締約国は、 第六十一条に規定する場合を除くほか、この協定に関するすべての事項について全締約国間

の連絡を円滑にするため、 連絡部局を指定する。 それらに係るすべての公式の連絡は、 英語で行う。

第二章 物品の貿易

第十三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 関 税 とは、 産品 の輸 入に関連して課される関税、 輸入税その他あらゆる種 類の課徴金をい . う。 た

だし、次のものを含まない。

(i) 合して課される内国税に相当する課徴金 から製造され、 輸入される当該産品 若しくは生産されている産品に対して、 と同 様 \mathcal{O} 玉 ||丙産| 品品 に対し、 又は輸入される当該産 千九百九十四 年 . D 品 ガ の全部若しくは ツト 第三条2の規定に 部 がそれ .適

(ii) 置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税 に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属 千九百九十四年のガット第六条、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の 書 A 補助 金及び相殺措 関税及び貿易

- iii 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
- (b) 法令であって、 \mathcal{O} 移動 「関税法令」 の禁止、 とは、 関税、 制限その他これらに類する規制に関するものをいう。 物品 手数料及び他 の輸入、 輸出及び通 の税に関するもの又は各締約国 過に関して各締約国の税関当局が運用し、 $\overline{\mathcal{O}}$ 関税領域 の境界を越える規 及び執行する 制物品
- (c) 物品 の課税 価額」 とは、 従価による関税 0 賦課 \mathcal{O} ため の輸 入物 品 0 価 額をいう。
- (d) 5 を いう。 の生産者 国 内 産 業 のうち当該産品 とは、 締約 \mathcal{O} 国内で活 生産 高 の合計 !動する| が当該 同 種 の若しく 産 品 \mathcal{O} 玉 は 丙 直 . 総 生 接に競合する産品 産高 \mathcal{O} 相当な部分を占めている生産者 の生産者の全体又はこれ
- (e) 原産 品 とは、 次章 の規定に従って原産品とされる産品 をいう。
- (f) 重大な損害」 とは、 国 内産業の状態の著しい 全般的 な悪化をいう。
- (g) 1 重大な損害のおそれ」 申立て、 推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。 とは、 事実に基づき、 明らか に差し迫った重大な損害と認められるものをい

第十四条 物品の分類

全締約国間で取引される物品の分類は、 統一システムに適合したものとする。

第十五条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

各締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他の締約国の産品に対して内国民待遇を

与えるものとし、このため、 同条の規定は、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の

部を成すこととなる。

第十六条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほ か、 各締 約国は、 他の締約 国の原産品につい て、 附属 書 0

品に対して無差別的に適用する。

自国

の表に従って、

関税を撤廃し、

又は引き下げる。

その撤廃又は引下げは、

他の

すべての

締

約国

 \mathcal{O}

原産

2 地域的な努力を通じて追加的な手段をとるよう努める。 全締約国は、 物 品 の貿易の自由化へ向けて、 千九百九十四年のガットに適合する単独の、 二国間 の又は

3 その処分の規制に関するバーゼル条約又は関連する他の国際協定を締結している締約国がこれらの 全締約国は、 この章のいかなる規定も、 第七条に規定するとおり、 有害廃棄物の国境を越える移動及び 国際約

東に従って自国の法令に基づく有害廃棄物又は有害物質に関する措置を採用すること又は実施することを

妨げるものと解してはならないことを再確認する。

第十七条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書 A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する

協定 (以下「関税評 価協定」 という。 第一部の規定は、 全締約国間で取引される物品 の課 税 価 額 $\widehat{\mathcal{O}}$ 決定に

ついて準用する。

注釈

カンボジア王国については、

関税評価

価

協定は、

世界貿易機関へ

のカンボジア王国

の加入のため

定書の規定に従って実施されるものを準用する。

第十八条 非関税措置

1 各締約国は、 他 \mathcal{O} 締 約 国 \mathcal{O} 産品 の輸入について又は他 己の締約 国に仕向 けら れる産品 の輸出若 は 輸出

のための販売について、 世界貿易機関設立協定にお いて認められる措置と同 一の措置を除くほか、 **\ か な

る非関税措置 (数量制限を含む。)も新設し、 又は維持してはならない。

各 締約 国 は、 1 の規定において認められた自国の非関税措置 (数量制限を含む。) の透明性を確保す

2

の議

る。 世界貿易機関の加盟国である締約国は、 貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、

世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第十九条 譲許の修正

1 全締約国は、 この協定に規定する場合を除くほか、この協定に基づく譲許を無効にし、 又は侵害しては

ならない。

2 ずれ の締約国 ŧ 利害関係を有する他の締約国との間で、この協定に基づき行われた譲許を修 Ē

その交渉

(他の産品に関する補償的調整を含むことができ

又は撤回するために交渉することができる。

る。)にお いて、 関係締約国は、 その交渉前におけるこの協定に定められた水準より貿易にとって不利で

ない相互的 か つ互恵的な譲許 \mathcal{O} ___ 般的水準を維持する。 当該交渉の結果をこの協定に反映するに当たり、

第七十七条の規定を適用する。

第二十条 セーフガード措置

1 世界貿易機関の加盟国である締約国は、 千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附

属書一Aセーフガードに関する協定(以下「セーフガード協定」という。)又は世界貿易機関設立協定附

条及びセーフ 属書一A農業に関する協定 してセーフガ グガーン] ド措置をとることができる。この協定の第九章 ド協定又は農業協定第五条の規定に従ってとったいかなる行為についても、 (以下「農業協定」という。) 第五条の規定に従い、 の規定は、 千九百九十四年 他 己の締約 Ò 玉 ガ \mathcal{O} ツト 原産品に対 適用 第十 しな 九

\ \ \

2 見され で、 自国 おそれがあるような増加した数量 \overline{A} 各締 に J C E 調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、 及びそのような条件で、 約 なか お 国 7 Pセーフガ 7 は、 0 た 発 同 種 自国がこの協定に基づいて負う義務 展 0) 又は直接に競合する産品を生産する自 の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務の効果により、 ード措置」という。 自国に輸入されているときは、 (絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問 をとることができるものとする。 (関税の譲許を含む。) 国 の国内産業に重大な損害を与え、 当該 この条に規定するセー 重大な損害を防止 の効果により、 他 Ļ フガー 0 締 又は 約 又は K 玉 措置 救済し、 又は与える わな \mathcal{O} 事 原 情 産 (以 下 \mathcal{O} か 予

 \mathcal{O} A 海約1 J C E 国 Pセーフガ の原産品である当該産品 ・ド措置 は、 輸入締約国によるある産品 の輸入が当該輸入締約国以外の締約 の輸入において、 国からの当該産 A S E 品 AN構成国である の総輸入量の三

3

パ 割合の合計が当該輸入締約国以外の締約国からの当該産品の総輸入量の九パーセント以下であることを条 てとられてはならない。 ーセントを超えない場合には、 ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の締約 当該 A S E AN構成国である一の締約 国 の原産品である当該産品につい 玉 か 5 Ō 輸 入の

4 て 締 約国 輸入される原産品 は、 附属 書 の自 に ついて、 国 の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度と A J C E P セー ・フガー・ K 措置をとってはならない。

件とする。

- 5 (a) A この章 J C E P セ の規定に基づく関税] フガ 1 ド措置をとる締約国 の段階的 な引下 は、 げの対象となる他 次 \mathcal{O} 1 ず れ か の措置をとることができる。 の締 約 玉 \mathcal{O} 原 産 品であって、 A J C
- (b) 次 の関 税のうち 1 ず h か低い 方を超えない 水準まで他 この締約 国 の当該 原産 品 0 関税を引き上げるこ

(i) A J C EPセー フガー ド措置をとる日における当該原産品 の実行最恵国税率

کی

セーフガ

K

· 措置

 \mathcal{O}

対象となるもの

の関税

の更なる引下げを停止すること。

(ii) 第七十九条1の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日の前日における当該原産品の実行最恵国税

Ë

 \overline{P}

率

- 6 (a) 締約国は、 セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、 自 国 の権限のあ
- る当局が調査を行った後においてのみ AJCEPセーフガード措置をとることができる。
- (b) (a)に規定する調査については、 その開 始 \mathcal{O} 日の後一年以内に完了させなければならない。
- 7 次 の条件及び制限は、 A J C E P セー フガード -措置に . つ い て適用する。
- (a) 締 約 国 は、 次の場合には、 他 \mathcal{O} 締 約 国 に 対し 直ちに書面 による通報を行う。
- (i) 重大な損害又は重大な損害の おそれ及びこれら Ō 理 由に関する6個に規定する調査を開始する場合
- (ii) 輸入の 増 加 により引き起こされた重大な損害又は重大な損害 \mathcal{O} おそれ \mathcal{O} 認定を行う場合
- (iii) A J C Ē \bar{P} セ] フガード 措置をとり、 又は延長する決定を行う場合
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う締約国は、 すべての関 連する情報を他 この締約 国に提供する。

情報には、次の事項を含める。

(i) (a) (i) の場合における書面による通報については、 調査 の開始 の理由、 調査 の対象となる原産品 の正

確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号 (附属書一の表において用いられてい

るもの)、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii) ド措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号 書一の表において用いられているもの)、当該AJCEPセーフガード措置の正確な説明並びに当該 重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとするAJCEPセーフガー (a) (i) 及び(ii) の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた (附属

(c) 得られる情報を検討し、 に ついて合意に達するため、 AJCEPセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、 当該AJCEPセーフガード措置に関し意見を交換し、 当該AJCEPセーフガード措置により影響を受ける締約国と事前の協 及び8に規定する補償 (a)に規定する調査 から 議

A

JCEPセーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用

期間

(d) 必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、 を行うための十分な機会を与える。 AJCEPセーフガード措置は、 重大な損害を防止し、 その適用期間は、三年を超えてはならない。 又は救済し、かつ、調整を容易にするために

A JCEPセーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、延長することができる。

整を容易にするため、 ただし、 のであってはならない。 AJCEPセーフガード措置 当 該 AJCEPセーフガ A J C E P セーフガー 一の適 用期間の合計は、 ード措置の予定適用 ド措置を維持してい その延長の期間を含めて、 期間 る締約国は、 が 年を超える場合におい その適用 四年を超えるも 期間 中一 て、 定 調

(e) 措 置がとられた期間 AJCEPセーフガード措置の対象とされた原産 と等 Ù 1 期間 又は 年 のうち いずれ 品 の輸入については、 か 長 (1 期間 が経過するまで、 当該 AJCEPセーフ A J C E P ゙ガード セー フ

ガ

ド措置を再度とってはならな

 \mathcal{O}

間隔で当該AJCEPセーフガード

措置を漸進的

に緩和する。

- (f) は、 置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。 ある産 A J C 品 E P に対するA セー フガード JCEPセーフガ 措置をとる締約 ード措置 国 の附 の適 属 書 用 期間 0) 表に従い、 の終了後における当該産品に対する関 当 該 A J C E P セ ・フガ 税率 ド 措
- 8 (a) する譲許その他 国と当該 AJCEPセーフガード措置をとろうとし、 A J C E の義務と実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずることを約束すること Pセー フガー ド措置により影響を受ける輸出締約国との間にこの協定に基づいて存在 又は延長しようとする締約国は、 他 の締 約国に対し、

により、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 生ずるいずれの手続も、 全締約国は、 (a)に規定する補償を追求するに当たり、 AJCEPセーフガード措置がとられた日から三十日以内に完了するものとす 合同委員会において協議を行う。 当該協議から

る。

(c) ド措置がこの条の規定に適合する場合には、 ガー 当該 る締約| 年間については、 成するために必要最 とができる。 に基づく関税の譲許であって、 的に規定する期間内に補償についての合意が得られない場合には、 ・ド措置 譲 許 国 以外のは \mathcal{O} が 停止を行うことができる。 当 該 輸入の絶対量の増加 締 行使されてはならない。 約 A 国 小限度の、 JCEPセーフガ は、 当 該 当該 か A J C つ、 の結果としてとられたものであり、 Á 当該AJCEPセーフ J C E EPセーフガー この心に定める譲許を停止する権利 ド措置をとる締約国以外 当該AJCEPセーフガード措置がとられている最初の二 Pセー - フガ・ ド] 措置をとる締約国 ド措置と実質的に等価 グガー F の締約国 -措置が かつ、 A J C E P セーフガード は、 維持されてい の原産品について、 当該 は、 実質的 当 該 値 A J C \mathcal{O} に同 も の A J C Е る期間 Р 等 を停止するこ セーフガ Е 0 この 措置 Р にこ 効果を達 セ 限 協定 をと り、 , フ

- 9 (a) 玉 の原 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って他 産品 の輸入に関してセーフガード措置をとる締約国は、 当該輸入に対してAJCEPセーフガ 己の締約
- (b) 7 (d)に規定するAJCEPセーフガード措置 一の適用期間は、 締約国が自の規定に従ってAJC Ē P

K

措置をとってはならない。

セーフガ

ード措置をとらないことによって中断されない。

10 (a) ガ 全締 K 措置 約国 は、 に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、 第七十九条1 の規定に従ってこの協定が効力を生じた後十年以内に、 この 条の規定につい A J C Ē て見直 Р セ] ľ を . フ

行う。

- (b) C とに合意しない場合には、 EPセー 全締 約国は、 フガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するための見直しを行う。 (a) の規定に基づく見直しの間にAJCEPセーフガ その後は第七十五条の規定に基づく一般的な見直しとの関連に ド 措置に関する制度を撤 おいて、 廃するこ A J
- 11 (a) \mathcal{O} 輸入の増 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、 加 が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあること 締約 国は、 原産! 品品

に ついての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、 5 (3)又は(6)に規定する措置の形態をとる暫定的

(b) 締約国 は、 暫定的なAJCEPセーフガード措置をとる前に、 他の締約国に対し書面による通報を行

な

AJCEPセーフガード措置をとることができる。

う。 暫定的なAJCEPセーフガード措置 の適用については、これがとられた後速やかに合同委員会に

おいて全締約国による協議を開始する。

(c) 暫定的なAJCEP セー フガード措置 の期間は、二百日を超えてはならない。 その期間中、 6 に定め

る関連する要件が満たされるものとする。 暫定的なAJCEPセー フガー ・ド措置 一の期間 は、 7 (d) に規定

する期間に算入される。

(d) 3 及び 7 (f)の規定は、 暫定的なAJCEPセーフガ ード措置について準用する。

(e) 暫定的 な AJCEPセーフガ ード措置の結果として課された関税は、 その後行われる6個に規定する

調 査により原産品 の輸入の増加 が 国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、 又は引き起こ

すおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

全締約国間で交換されるすべての公式の連絡及び文書であって、AJCEPセーフガード措置に関する

12

ものは、書面によるものとし、英語で行うものとする。

第二十一条 国際収支の擁護のための措置

千九百九十四年 らない。 この章のいかなる規定も、 当該措置をとる締約国は、 の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従う 締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはな 千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一 A

第二十二条 税関手続

ものとする。

1 各締約国は、 予見可能であり、 かつ、一貫性及び透明性のある方法で自国の税関手続を適用するよう努

める。

2 的な事項についての情報を提供するよう努める。 び利用可能な資源に従うことを条件として、 るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供するよう努める。 各締約国は、 税関手続の分野における透明性を向上させることの重要性を認識して、 自国の関税法令に関し全締約国 各締約国は、 当該情報のみでなく、 の利害関係者が提起した個 当該利害関係者が知 自国 の国内法令及 别

- 3 各締約国は、 貿易の円滑化を促進するに当たっての税関当局の重要な役割及び税関手続の重要性を認識
- して、 全締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、 次の事項を行うよう努める。
- a 自国の税関手続を簡素化すること。
- (b) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧

告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

第三章 原産地規則

第二十三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 輸出者」 とは、 輸出 締約国に所在する自然人又は法人であって、 当該輸出締約国 から産品を輸出す

るものをいう。

(b) 「当該締約国 の工船」 又は 「当該締約国の船舶」 とは、 それぞれ、 次のすべての条件を満たす工船又

は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

- 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
- (iii) 役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が一又は二以上の締約国 以上の締約国 又は二以上 の国民又は法人が五十パー の締約国 [の国民又は法人(いずれかの締約国に本店を有する法人であって、 セント以上の持分を所有しているものに限る。)が五十パー の国民であり、 かつ、 一又は二 代表者、
- (iv) こと。 船長、 上級 乗組員及び乗組員 の総数の七十五パー セント以上が一又は二以上の締約国 \mathcal{O} 国 民である

セ

ント以上の持分を所有していること。

- (c) び ている会計原則をい 及び手続を含む。 財務書類 「一般的に認められている会計原則」 の作 成に関して、 う。 これらの規準には、 締約 国に、 おい とは、 て — 収入、 般的 般的に認めら に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、 経費、 費用、 れている、 資産又は負債 又は十分に権威の の記 録、 あ 情 報 る支持を得 \mathcal{O} 開 慣行 示及
- (d) (e) 「同一の又は交換可能な材料」とは、 「産品」 とは、 商品、 生産品、 製品又は材料をいう。 同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、 種類及び商業上の

品質が同一である材料であって、 産品に組み込まれた後は、 いかなる表示に基づいても、 原産品である

か 否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

- (f) 「輸入者」とは、 輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。
- (g) 「材料」とは、 物又は物質であって、 産品の生産において使用され、若しくは消費され、 物理的に産

品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

- (h) 「原産品」 又は 「原産材料」 とは、 この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。
- (i) めに使用される産品であって、 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」 その産り 品 \mathcal{O} 小売用の容器及び材料以外 とは、 産品を輸送中又は船積み中に保護するた Oŧ のをいう。
- (j) 「関税上 の特恵待遇」 とは、 第十六条1 の規定に従って輸出 I 締約国 \mathcal{O} 原産 活品に っい て適用する関税率

(k) 漁ろう、 をいう。 「生産」 わなかけ、 とは、 産品を得る方法をいい、 狩猟、 製造、 加工及び組立てを含む。 栽培、 採掘、 収穫、 成育、 繁殖、 抽出、 採集、 収集、 捕獲、

第二十四条 原産品

この協定の適用上、 次のいずれかの産品であって、 この章に規定する他のすべての関連する要件を満たす

ものは、 締約国の原産品とする

- (a) 当該締約国において完全に得られ、 又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすも

第二十五条 完全に得られ、 又は生産される産 (c)

一又は二以上の締

約国

の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

前 条 (a) の規定 の適用上、 次に掲げる産品 は、 締約 国に おいて完全に得られ、 又は生産される産品とする。

(a) 当該締 約 国に お いて栽培され、 か ~, 収穫され、 採取され、 又は採集され ,る植; 物 及び 植 物性 生 産品

注釈 0 (a) \mathcal{O} 規定の適用上、 「植物」 とは、 すべての植物 (果実、 花、 野菜、 樹木、 海草、 菌 類及

(b) 生きている動物であって、 当該締約国 にお いて生まれ、 かつ、 成育されたもの

び生きている植物を含む。)

をいう。

注釈 このも及びこの規定の適用上、 「動物」とは、 すべての動物 (哺乳類、 鳥類、 魚、 甲殼類、軟

体動物、 爬虫類、 細菌及びウィルスを含む。)をいう。

- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において行われる狩猟、 わなかけ、 漁ろう、 採集又は捕獲により得られる産品
- (e) 当該締約国の土壌、 水域、 海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質

())から())までに規定するものを除く。)

(f) 当該締約国の領水外の水域、 海底又はその下から得られる産品。 ただし、 当該締約国が、 自国の 国内

法令及び国際法に基づき、 当該水域、 海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

注釈 この協定のい かなる規定も、 海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく全締約国 |の権

利及び義務に影響を及ぼすものでは な

当該締

約

国

一の船が

舶により、

全締約国

品品

- (g) の領海外から得られる水産物その他 の海洋からの生産
- (h) 当該 締 約 国 一 の エ 船上において、寒に規定する産品のみから加工され、 又は生産される産
- (i) 当該 締 約国において収集される産品であって、 当該締約国において本来の目的を果たすことができ

ず、 又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、 部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに

適するもの

- (j) む。 当該)又は消費から生ずるくず及び廃品であって、 締 約 三国における製造若しくは加工作業 (採掘、 処分又は原材料 農業、 建設、 \mathcal{O} 精製、 口 収 のみに適するも 焼却及び下水処理作業を含
- (k) 当該締約 国において(a)から(j)までに規定する産品 のみから得られ、 又は生産される産品

第二十六条 完全には得られず、又は生産されない産品

- 1 (a) 第二十四条(b) 次条に定め の規定 る計算式を用いて算定する当該 の適用上、 次に掲げる産品は、 産品 \mathcal{O} 締 域内 約 国 原 \mathcal{O} 産 原 割合 産品とする。 (以 下 R V C」という。 が
- (b) 分類の変更 当該 産 品 \mathcal{O} (以 下 生 産 に使用されたすべての 「CTC」という。 であって四桁番号の水準におけるもの 非原産材料に つい て、 当該 5締約国 12 お 11 (すなわち、 て統 シ ステ 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 7 変更) 0 関 税

注釈 れ この ているも (b) の規定の適用上、 Oをい ڹٞ 「統一システム」とは、 附属書二に定める品目別規則に お いて用

いら

が

行わ

れ

た産

品

セ

ント以上

 \mathcal{O}

産

品であって、

生産

の最終工程

が当該締

約

国に

お

(\

て行わ

れた

t

産 品が当該締約 玉 \mathcal{O} 原産品 であるか否かを決定するに当たり、 各締約国は、 当該産品 の輸出者がこの(a)

兀

+

又は心の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2 定の製造若しくは加 る場合には、 たす場合には、 1 \mathcal{O} 規定に 産品 カ 原産品とする。 か が わらず、 締 工作業が行われること又はこれらのいずれか 約 国 밆 0 目 原産品であるか否かを決定するに当たり、 品 ·別規則 目別規則がRVCに基づく原産地規則、 の対象となる産品は、 附属書二に定める適用可能な品目別規則を満 \mathcal{O} も の 各締 0) CTCに基づく原産 組 約国 合せを選択することを規定す は、 当該 産品 地 の輸出者が 規 削、 特

3 \mathcal{O} ることを要件とする。 適 1 用 (a) の規定 上 次 の適 条に定める計算式を用 用上、 及び附属書二に定める関連する品 V て算定する産品 0 R V 目 C 別規則であって、 は、 当該 産 品品 \mathcal{O} 特 定 規 剣に \mathcal{O} 定め R VCを定め る割合以上であ るもの

11

ず

れ

の規則

を用

1

る

か

に

ついて決定することを認める。

4 Т C 1 又は特定の製造若 (b) の規定 の適用上、 しくは加 及び附属書二に定める関連する品目別規則の適 Ĭ 作業が行われたことを求める規則は、 用上、 非原産材料につい 使用された材料につい てのみ適用す . て C

5 この章の規定の適用上、附属書三を適用する。

る。

第二十七条 域内原産割合の算定

1 産品のRVCは、次の計算式を用いて算定する。

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \%$$

- 2 この条の規定の適用上、
- (a) F O В とは、 3に規定する場合を除くほ か、 産品 \mathcal{O} 本船渡 しの 価 額 (生産者 か ら外国に向 けた最

終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。 をいう。

- (b) 「RVC」とは、百分率で表示される産品のRVCをいう。
- (c) \overline{V} N M L とは、 産品 \mathcal{O} 生産に お ٧١ て使用されるすべての非原 産材料 \mathcal{O} 価 額をいう。

3 (a) 定する F 産品 の本船渡し О B は、 当該産品 \mathcal{O} 価 額 は存在するが、 の買手から当該産品 その 価額が不明で確認することができない場合には、 の生産者 への確認可能な最初の支払に係る価額 に調整さ 2 (a) に規

れる価額とする。

(b) 産品 の本船渡し の価額が存在しない場合には、 2個に規定するFOBは、 関税評価協定第一 条から第

八条までの規定に従って決定される価額とする。

4 1 の規定の適用上、 締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、 次のいずれか の価額

とする。

(a) 関税評 価協定に従って決定される価額であって、 当該産品の生産者の所在する締約国 の輸入港に当該

非原産材料を輸送するために要する運賃、 保険料、 適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含む

も の

(b) 当該 非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、 当該非原産材料についての当該締

約 国に お ける確 認 可能な最初の支払に係る価額。 ただし、 当該非原産材料 の供給者の倉庫 か ら当 該 産

0 生産 者 0 所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国に お いて要する運賃、 保険料、

包費その他 のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用 (一般的に認められており、 か ~つ、

確認可能なものに限る。)を除外することができる。

5 1 の規定の適用上、 産品 のVNMには、 当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の

生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

品品

6 るに当たり、 3 (b) 又は 4 (a)の規定 関税評価 価協定は、 の適用において産品又は非原産材料 必要な変更を加えて、 国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産 の価額を決定するために関税評価協定を適用す 材料 \mathcal{O}

国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条 僅少の非原産材料

1 産品 \mathcal{O} 章に定め 第二十六条1份に定める要件又は附 につい る他 7 は、 \mathcal{O} すべ 次 の場合には、 ての関連する基準を満たしている場合に限る。 締約 国 属 書二に定めるCTCに基づく適用可能な原産 の原産品とみなす。 ただし、 当該産 品 が 原産品とされ 地 規 則を満たさない るため ر ک

(a) 以 下 非 各 原産材料 類及び第六四 統 -の場合 シ ステ (必要なCTCが行われ ム 類か 0) 第 ら第九七類まで 六 類、 第 九類、 てい の各類に分類される産品については、 ない 第二〇類、 ものに限る。 第二二類、 0) 総 第二三類、 額が当該産品 当該 第二八類か 0 産 F 品品 Ο \mathcal{O} 生 В ら第四 産に 0) 十パ 使用 九] 類 された セント É での

(b) れ た非原産材料 統 シ ステムの第一八類及び第二一類に分類される特定の産品については、 (必要なCTCが行われていないものに限る。) の総額が、 附属書二に定められている 当該産品 の生産に使用さ

とおり、 当該産品 のFOBの十パーセント又は七パーセント以下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、 当該産品の生産に使

用された非原産材料 (必要なCTCが行われていないものに限る。) の総重量が当該産品 \mathcal{O} 総重 量 0 +

パーセント以下の場合

注釈 この1の規定の適用上、前条2回の規定を適用する。

2 Ł つとも、 1に規定する非原産 材料 \mathcal{O} 価 額は、 産品 に適用 可能なRVCに基づく原産地規則

は、非原産材料の価額に含める。

第二十九条 累積

締 約 玉 \mathcal{O} 原産 材料であって、 他 |の締約| 国において産品を生産するために使用されたものについては、 当該

産品を完成させるための作業又は加工が 行われた当該 他 の締 約国 \mathcal{O} 原産材料とみなす。

第三十条 原産資格を与えることとならない作業

産品 については、 次の作業が行われることのみを理由として、CTC又は特定の製造若しくは加工作業の

要件を満たすものとしてはならない。

にお

1

7

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業(乾燥、 冷凍、 塩水漬け等)そ
- の他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (で) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統 シ ステムの解釈に関する通則2個の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品 の収

集

物品を単にセットにする作業

(a)からf)までの作業の組合せ

(g)

(f)

第三十一条 直接積送

1 関税上の特恵待遇は、 この章に規定する要件を満たし、 かつ、 輸出締約国から輸入締約国 へ直接積送さ

れる原産品に対して与える。

2 次のいずれかの産品は、 輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

- (a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される産品
- (b) 産品。 ために必要なその他 若しくは二以上の締約国 ただし、当該産品について、 の作業以外の作業が行われていない場合に限る。 (輸出: 積替え又は一時蔵置、 .締約国及び輸入締約国を除く。) 又は第三国を経由して輸送される 積卸し及び当該産品を良好な状態に保存する

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

- 1 当たって考慮しな 産品 の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、 当該産品が原産品であるか否かを決定するに
- 2 該産 則を満たしているか否かを決定するに当たり、 産 品に含まれるものとして分類される場合には、 品 の生産 に使用されたすべての非原産材料について、 当該産! 考慮しない。 品 \mathcal{O} 小売用 当該産品 \mathcal{O} 包装材料及び包装容器については、 に適用可能なCTCに基づく原産地 当 規
- 3 産品 産 \mathcal{O} 品がRVCに基づく原産地規則の対象となる場合には、 小売用の包装材料及び包装容器の価額を、 場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮 当該産品 のRVCを算定するに当たり、 当該

する。

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

- 1 か否かを決定するに当たり、 産品がCTC又は特定の製造若しくは加工作業の要件の対象となる場合には、 当該産品とともに提供される附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その 当該産品が原産品である 他の
- (a) 資料が原産品であるか否かについては、 当該附[[属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産 次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、 品の仕入書と別立てに 考慮しない。

されないこと。

- (b) ŧ のであること。 当該附属品、 予備部品、 工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品に ついて慣習的な
- 2 品、 産 品 予備部品、 が R VCに基づく原産 工具及び解説資料その他の資料の価額を、 座地規則 の対象となる場合には、 場合に応じて原産材料又は非原産材料の価 原産 品のRVCを算定するに当たり、 附属 額と

1 間接材料については、 第三十四条 間接材料 生産される場所のいかんを問わず、 原産材料とみなす。

して考慮する。

2 ک \mathcal{O} 条 の規定の適用上、 「間接材料」 とは、 他 の産品 の生産、 試験若しくは検査に使用される産品

(当

該 他 \mathcal{O} 産 品 に 物理的 に 組 み込まれ ない ŧ のに限 る。 又は 他 の産 品 の生産に関連する建物 の維持若しくは

設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

- (a) 燃料及びエネルギー
- (b) 工具、ダイス及び鋳型
- ② 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(d) 生産 \mathcal{O} 過 程 で使用され、 又は 設備 及び 建 物 \mathcal{O} 稼 働 \mathcal{O} た 8 に使用される潤滑剤、 グリー · ス、 コンパウン

ド材その他の材料

- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- f 産品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品
- (g) 触媒及び溶剤
- (h) 他 $\overline{\mathcal{O}}$ 産 品 に組 み込まれてい 、ないその他 の産品であって、 当該他 この産品 の生産における使用が当該生産
- の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

同 の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、 輸出締約国において適用可能な又

は実施されている在庫管理方式についての一 般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条 運用上 の証 明手 続

附属書四に規定する運用上 \mathcal{O} 証 明手 続 は、 原 産地 証 明書及び関連事 項に関する手続について適用する。

第三十七条 原産 地 規 則に関する小委員会

1

7 この章の規定を効果的に実施 「小委員会」 という。 を第十一 し、 条のこ 及び運用するため、 規定に従って設置する。 原産: 地規則に関する小委員会 (以下この条にお

- 2 小委員会は、 次の事項を任務とする。
- (a) 次 の事項に関し、 見直しを行い、 及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
- (i) この章 の規定 の実施及び運用
- (ii) 1 ずれ か \mathcal{O})締約国 |が提案する附属書二及び附属書三並びに附属書四の付録の改正
- (iii) 附属書四第十一 規則に規定する運用上の規則

- (b) この章の規定に関連する他の問題であって全締約国が合意するものについて検討すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、 全締約国政府 の代表者から成るものとし、 また、 全締約国 一の合意に基づき、 全締約国 政府

以外 の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること

が できる。

4

小

委員会は、

全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章 衛生 植 物検疫措置

第三十八条 適 用 範 开

この章の規定は、 全締: 約国 間 の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある全締約国 のすべての衛生

植物検疫措置であって、 生植物検疫措置 の適用 に関する協定」という。) 世界貿易機関設立協定附属書一 附属書Aに定義するものについて適用する。 A衛生植物検疫措置 の適用に関する協定 (以 下

第三十九条 権利及び義務の再確認

約国は、 衛生植物検疫措置 の適用に関する協定の当事国である締約国間の同協定に基づく衛生植物検

疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第四十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 の章の規定を効果的に実施し、 及び運用するため、 衛生植物検疫措置に関する小委員会(以下この条

に お いて「小委員会」という。)を第十一条の規定に従って設置する。

2 小 委員会は、 次の事項を任務とする。

(a) 全締約] 国及び非 締 約国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並 びに全締約国による衛生 植

の貿易に直接又は間 接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。 について情報の交換を行うこと。

野 における協力 (能 力開 発、 技術援助及び専門家の交流を含む。)を円滑にすること。 (b)

各締:

約 玉

の予算上

一の資金

の利用

可能性及び関係法令に従うことを条件として、

衛生植物

物

検疫措置

一の分

衛生植物

物検疫措置

物検疫に関

する規

制

及び基準

の変更又は導入

(日本国と二以上

0 A

S E

A

N 構

成国

である締約

国

との

間

の適用から生ずる可能性がある特定の問題であって、

日本国及び二以上のASEA

(c) N 構成国である締約国に共通するものを明らかにし、 並びにこれに取り組むため、 科学に立脚した協議

を行うこと。

- (d) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (e) 適当な場合には、 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- 3 全締約国は、 衛生植物検疫措置の分野における全締約国の努力の不必要な重複を避け、及び当該努力の

効率を最大にすることを目的として、自らの取組と、二国間

の、

地域的な及び多国間の活動との間

0

調整

を行う。

- 4 小委員会は、 全締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 5 (a) 小委員会は、 衛生植物検疫措置について責任を負う全締約国政府の職員 から成る。
- (b) 小委員会は、 日本国政府の職員及び一のASEAN構成国である締約国 の政府の職員をその共同議長

とする。

第四十一条 照会所

各締約国は、 衛生植物検疫措置に関する他の締約国からの妥当な照会に応じ、及び適当な場合には当該他

の締約国に対して関連する情報を提供する照会所を指定する。

第四十二条 第九章の規定の不適用

第九章に定める紛争解決手続は、 この章の規定については、 適用しない。

第五章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第四十三条 目的

この章の規定は、 次の事項によって全締約国間の貿易を促進することを目的とする。

(a) 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすること

を確保すること。

- (b) 各締約国内の任意規格、 強制規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。
- (c) 任意規格 強制規格及び適合性評価手続の立案、 制定及び適用について全締約国間 の情報交換及び協

力を強化すること。

- (d) 標準化及び適合性評価手続に関する国際的な団体の作業において全締約国間の協力を強化すること。
- (e) この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第四十四条 適用範囲

1 的 障害に関する協定」 この章の規定は、 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定 という。 に定義する任意規格、 強制 規 格及び適合性評 価手続につい (以 下 て適用する。 「貿易の技術

2 この章の規定は、 政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植 物検疫措 置 \mathcal{O} 適

用 に関する協定附 属 書 Aに定義する衛生植物 検疫措置については、 適用 しない。

3 案し、 保障· 健 康 上 \mathcal{O} \mathcal{O} 保 一の必 章 制 定 護 \mathcal{O} 又 要、 į 1 は カゝ 環境 詐 なる規定も、 及び適用する締 欺 的 \mathcal{O} な行為 保全をい の防 正当な目 う。 約 国 止 この 及び \mathcal{O} 的 権 人の健 ため の達 利を制限するも 成の に 各締約 康若 ために必要な限度におい しくは安全 国 には、 のでは 自国 ない。 一の保 \mathcal{O} 護、 法令及び 正当な目的 動 て、 物 運 若しくは植 任意規 用 とは、 規則を解 格及び 特に、 物 釈するすべての \mathcal{O} 生 強 制 命若 国 家 規 格を立 \mathcal{O} L くは 安全

第四十五条 権利及び義務の再確認

権限を保持する。

全締 約国 は、 貿易 \mathcal{O} 技術的 障害に関する協定 の当事 国 「である締約国間の同協定に基づく任意規格、 強制規

格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第四十六条 協力

- 1 らすことのないようにすることを確保するため、 全締約国は、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続が全締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもた 可能な場合には、 任意規格 強制規格及び適合性 評価手
- 2 1 の規定に基づく協力の形態には、 次の事項を含めることができる。

続の分野において協力する。

- (a) 究を行 各締 V) 約 国内の任意規格、 及びセミナーを開 強制規格 催すること。 及び適合性評価手続につい ての相 互理解を増進させるため、 共同 研
- (b) 任意規格 強制規格及び適合性評価 手続に うい て情報の交換を行うこと。
- (c) 発し、 貿易 及び の技術的 向上させるため 障害に関する協定の対象とされて \mathcal{O})共同; 計 画を作成し、 ** \ 及び実施すること。 る活動 0 発展 のために、 全締約国に おける能 力を開
- (d) 事 項について協力することを奨励すること。 各締: 約 国内 の任意規格、 強制 規 格 及び適合性評価手続について責任を負う団体が相互に関心を有する
- (e) る活動に 適当な場合には、 に共同で貢献すること。 国際的な場及び地域的な場において任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関す

- (f) 適当な場合には、 全締約国間の貿易に対する不必要な障害を避けるために任意規格、 強制規格及び適
- 合性評価手続の分野に関する作業を共同で明らかにすること。

第四十七条 照会所

3

この条の規定の実施は、

各締約国

の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

- 1 各締約国 は、 こ の 章 -の規定 の実施 の調整について責任を負う照会所を指定する。
- 2 各締約 玉 は、 他の 締 約国に対 し自国 の指定された照会所の名称及び当該照会所の関係職 員 の連絡先に 0

1 7 の詳 細 (電話、 ファクシミリ、 電子メー ルその他 の関連する詳細に . つ い ての情報を含む。 を通 報 す

る。

3

- 各締約国 は、 他 の締約国に対し自国 の照会所の変更及び関係職 員 (の情! 報の修正 を速やかに通報する。
- 第四 一十八条 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- 1 この章の規定を効果的に実施し、 及び運用するため、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続に関する
- 2 小委員会(以下この条において「小委員会」という。) 小委員会は、 次の事項を任務とする。 を第十一条の規定に従って設置する。

- (a) 第四十六条の規定に基づく協力を調整すること。
- (b) 協力の強化のために相互に合意する優先分野を明らかにすること (締約国から提起されるいかなる提
- (c) 適合性評価の結果及び強制規格 の同等性の受入れを円滑にするため、 相互に合意する優先分野におけ

案に対しても好意的な考慮を払うことを含む。)。

る事業計画を作成すること。

- (d) 事業計画の進捗状況を監視すること。
- (e) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- f 技術的な協議を円滑にすること。
- (g) 適当な場合には、 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (h) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小 委員会は、 全締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 4 避け、 全締約国は、 及び当該努力の効率を最大にすることを目的として、自らの取組と、 任意規格、 強制規格及び適合性評価手続の分野における全締約国 二国間の、 [の努力の不必要な重複を 地域的な及び多国

間の活動との間の調整を行う。

- 5(a) 小委員会は、全締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、 日本国政府の職員及び一のASE AN構成国である締約国 の政府の職員をその共同議長

とする。

第四十九条 第九章の規定の不適用

第九章に定める紛争解 決手 続 は、 ک の章 の規定に ついては、 適用しない。

第六章 サービスの貿易

第五十条 サービスの貿易

- 1 あって、サービス貿易 各締約国 は、 自 玉 の法令及び政策に従って、 般協定に適合するものをとることに努める。 全締約 国間 のサー F ス の貿易 の拡大に向 け た更なる行動で
- 2 措置を検討するため、 全締約国は、 日本国及び全ASEAN構成国 並びに日本国及び全ASE の間 AN構成国 のサー ビスの貿易の一層の自由化及び円滑化のための Iのサー ビス及びサー ビス提供者の効率 性 及び

競争力を向上させるための協力を強化するため、 日本国及び全ASEAN構成国 の参加を得て、 サービス

ピ の協定が効力を生ずる日から一年以内に、 の貿易に関する規定について引き続き討議し、 ス の貿易に関する小委員会を第十一条の規定に従って設置する。 日本国政府及び全ASE 及び交渉する。このため、 AN構成国政府の代表者から成るサー 第七十九条1の規定に従ってこ

3 2に規定する交渉により結果が出る場合には、 その結果は、 第七十七条の規定に従ってこの章に組み込

まれる。

第七章 投資

第五十一条 投資

1 明 性 各 締約国 \mathcal{O} あ る条件を自国 は 自 玉 の法令及び政策に従って、 |内に醸 成 Ĺ 及び 維持することに努める。 他 の締約国 の投資家の投資財 産 $\overline{\mathcal{O}}$ ため \hat{O} 良好な、 か つ、 透

2 投資環境 する規定について引き続き討議し、及び交渉する。 力を生ずる日から一年以内に、 全締約 国は、 の効率性及び競争力を向上させるため、 投資 の漸 進的 な自由 日本国政府及び全ASEAN構成国政府の代表者から成る投資に関する小 化 促進、 円滑化及び保護を通じて日本国及び全ASE 日本国及び全ASE このため、第七十九条1の規定に従ってこの協定が AN構成国 \mathcal{O} 参加を得て、 Ā N 投資 構 成 E 国 効 . 関 \mathcal{O}

委員会を第十一条の規定に従って設置する。

3 2に規定する交渉により結果が出る場合には、 その結果は、 第七十七条の規定に従ってこの章に組み込

まれる。

第八章 経済的協力

第五十二条 基本原則

1 全締約国は、 資源 の利用可能性及び自国の関係法令に従うことを条件として、全ASE AN構成 深国間に

に全締約国 おける経済開発の異なる水準を考慮しつつ、全締約国間の貿易及び投資を自由化し、 \mathcal{O} 国民 0 福 祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互 及び円滑化し、 の利益に資す 並 てバ

るものを促進する。

2 る活動を通じて、 全締約国は、 能力開発、 地域の全部又は一部にわたる開発を促進する。 技術援助及び全締約国が相互に合意するその他の活動を含む経済的協力に関す

第五十三条 経済的協力の分野

1

全締約国は、 相互の利益に基づいて、 次の分野の経済的協力に関する活動を検討し、 及び実施する。

- (g) (f) (e) (c) (j) (i) (h) (d) (b) (a) 農業、 知的 貿易に関連する手続 運輸及び物流管理 観光及び接客 中小企業 人材養成 情報通信技術 エネルギー ビジネス環境 財産 漁業及び林業
- (1) (m) 競争政策

(k)

環境

全締約国が相互に合意するその他の分野

第五十四条 経済的協力に関する小委員会

1 ずる日に、 この章の規定を効果的に実施し、及び運営するため、第七十九条1の規定に従ってこの協定が効力を生 経済的協力に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)を第十一条の規定

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

に従って設置する。

- (a) 経済的協力の各分野の範囲及び形態を定める関連の事業計画を修正し、 及び作成すること。
- (b) 全締約] 玉 の優先度に従い、 この章の規定に基づく既存の及び新規の経済的協力に関する活動に こついて

の勧告を行うこと。

(c) この章の規定の実施及び運用並びにこの章の基本原則の適用及び遂行について見直し及び監視を行う

(d) 合同委員会に対し、所見及び討議の結果を報告すること。

こと。

- 3 (a) 小委員会は、 日本国政府及び全ASEAN構成国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、 日本国政府の職員及び一のASEAN構成国である締約国の政府の職員をその共同議長

とする。

第五十五条 経済的協力のための事業計画

1 協力に関する活動の各分野の範囲及び形態を定める事業計画は、 附属書五で定めるものとする。

規定する手続に従って附属書五を改正することを通じて行う。

既存の事業計画の修正又は新規の事業計画の作成は、

前条2の規定に従って行い、かつ、第七十七条に

2

第五十六条 経済的協力のための資源

この章の規定に基づく経済的協力のため の資源は、 全締約国間における経済開発及び能力の異なる水準を

考慮しつつ、全締約国が相互に合意する方法で提供する。

第五十七条 経済的協力に関する活動の実施

1 経済的協力に関する活動は、 日本国及び少なくとも二のASEAN構成国によって行うものとする。

2 1 の規定にかかわらず、 本質的に地域的な性質を有する経済的協力に関する活動であって、 他の ASE

A N構成国にとって利益となるものについては、 日本国及び一のASEAN構成国によっても行うことが

できる。 当該活動は、全ASEAN構成国間における経済開発の格差の縮小又はASEANの更なる統合

に向けた全ASEAN構成国 の国民の の福祉の増進を目指すものとする。

3 全締約国は、 相互に合意する時期に経済的協力に関する活動を実施する。

第五十八条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、 この章の規定については、 適用しない。

第九章 紛争解決

第五十九条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 申立国」 とは、 第六十二条1の規定に基づいて協議を要請する一又は二以上 の締約国

(b) 一紛争当事国」とは、 申立国 又は被申立国である締約国をいう。

(d) (c) 「第三国」とは、 一被申立国」とは、 紛争当事国 第六十二条1 以外の締約国であって、 の規定に基づいて協議を要請される一又は二以上の締 自国 の利害関係を第六十六条の規定に基づいて 約国をいう。

書面により通報するものをいう。

第六十条 適用範囲

をいう。

- 1 約国間 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 のすべての紛争の解決について適用する。 この章の規定は、 この協定の解釈又は適用に関する全締
- 2 守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。 定に従ってこの協定の規定が遵守されていない旨の裁定を行う場合には、 よるこの協定 の章の規定は、 の遵守に影響を及ぼすものについて、 締約国-丙 の地域又は地方の政府又は機関によりとられる措置であって、 適用することができる。 当該締約国がそのような遵守を確保するこ 責任を有する締約 仲裁裁判所が第六十七 当該締約国に 国 は、 その 条の 遵 規
- 3 手続を利用する全締約 の章 \mathcal{O} 1 か なる規定も、 国 の権利を害するものでは すべての紛争当事 国 な が 締 結 L 7 1 る他 \mathcal{O} 国際協定により利用 可能 な紛争解決

とができなかった場合には、

第七十一条3及び

4の規定を適用する。

4 るものについて争われるときは、 続以外の手続を利用することはできない。 国際協定に従 3 の規定に か って紛争解決手続が開始された場合には、 かわらず、 特定 の紛争に関し、 この限りでない。 ただし、 この章 別 個 の規定又はすべての紛争当事 当該特定の紛争に関し申立国により選定され の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異な 国が締結 してい 、る他の

5 定に従って仲 3)及び4 の規定の 裁裁判所又は紛争解決委員会の設置を要請し、 の適用上、 申立国 は、 この章の規定又はすべての紛争当事国が締結している他の 又はこれらに紛争を付託したときに、 国際協

続を選定したものとみなす。

第六十一条 連絡部局

絡部!

局を指定することができる。

この章

の規定に基づく要請、

通報その

他の文書であって、

指定され

た連

1 の章 の規定の適用上、 締 約 国 は、 この章に規定するすべての事 項に関する連絡について責任を負う連

絡部 局に対して提出され たものは、 当該締約国に対して提出されたものとみなす。

2 文書は、 締 約 国 第十二条の規定に従って当該締 が 1 の規定に基づき連絡部局を指定しない場合には、 約国 が指定した連絡部 この 局に対して提出されなければならない。 章 の規定に基づく要請、 通 報その 他 \mathcal{O}

3 この章 の規定に基づく要請、 通報その他の文書を受領した締約国 は、 書面により受領を確 認する。

第六十二条 協議

1 上 の締約国に対し書面により協議を要請することができる。ただし、被申立国がこの協定に基づく義務の 又は二以上の締 約 国は、 この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、 他の一又は二以

履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、 申立国が、 この協定に基づいて

自国に与えられた利益が無効にされ、 又は侵害されていると認める場合に限る。

2 協 議 の要請 は、 書面により提出されるものとし、 並びに問題となっている特定の措置並びに申立ての根

拠とされる事実及び法的根拠 (違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含

む。)を示すものとする。 申立国は、 被申立国以外の全締約国に対して同時に同 様 \mathcal{O} 通報を行う。

3 被申立国は、 1に規定する要請を受領した場合には、 申立国及び申立国以外の全締約国に対し当該要請

の受領を速やかに確認する。

4 協 議 \mathcal{O} 要請 が 行われ れる場合には、 被申立国 は、 当該要請を受領した日 の後 十日以内に当該要請に対

回答し、 か つ、 相互 に満足すべき解決を得るため、 当該要請を受領した日 の後三十日以内に誠実に 協 議 を

開始する。

5 紛争当事国は、 この条の規定に基づく協議によりいかなる問題についても相互に満足すべき解決を得る

ため、 あらゆる努力を払う。 このため、 紛争当事国は、 紛争の十分な検討を可能とする十分な情報を相互

に提供する。

- 6 続に、 協 おいていずれ 議 は、 紛争当事国間で秘密とされ、 の締 約国 の権利も害するものではない。 かつ、この章の規定に従って進められるその後の手続又は他 紛争当事国は、 協議 の結果を紛争当事 国 以 の手 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$
- 7 緊急の場合 (腐敗しやすい物品に関する場合等) には、 紛争当事国は、 被申立国が要請を受領した日の

後十日以内に協議を開始する。

約国に通報する。

8 緊急の場合 (腐敗しやすい物品に関する場合等) には、 紛争当事国は、 最大限可能な限り、 協 議 が .速や

に行われるようあらゆる努力を払う。 第六十三条 あ 0 せ K 調停及び仲介

カゝ

- 1 あ つせん、 調停及 U 仲介は、 紛争当事 国 の合意がある場合にお いて任意に行われる手続である。
- 2 当事 1 国 ずれ の合意により、 の紛 争当事 国 **\ $\overline{\xi}$ つでも開始することができるものとし、 あ 0 せん、 調停又は仲介を随時要請することができる。 また、 いずれか の紛争当 1 ず ĥ 事 0 国 手 続も、 の要請 によ 紛争
- り、 紛争当事国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、 V) つでも終了することができる。

あっせん、

調停又

3

は仲介を継続することができる。

4 あ つせん、 調停又は仲介に係る手続の過程 (特にこれらの手続の過程において紛争当事国がとる立場

秘密とされ、かつ、この章の規定に従って進められるその後の手続又は他の手続においていずれの締

約国の権利も害するものではない。

は、

第六十四条 仲裁裁判所の設置

1 申立国は、 次のい ずれかの場合には、 被申立国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することがで

きる。

(a) 被申立国が協 議 の要請を受領した日の後十日以内に回答しない場合又は当該日の後三十日以内に協議

を開始しない場合

(b) 協議 の要請が受領された日の後六十日以内に、 又は緊急の場合 (腐敗しやすい物品に関する場合等)

に は二十日以内に、 紛争当事国が協議により紛争を解決することができない場合

2

1に規定する仲裁裁判所の設置の要請の写しは、

3 二以上の申立国が同一の問題について仲裁裁判所の設置を要請する場合には、 各紛争当事国の権利を考

被申立国以外の全締約国にも送付するものとする。

慮した上、紛争当事国は、 実行可能な場合には、 その問題を検討するために単一の仲裁裁判所を設置する

ことができる。

4 裁定を下すことができる。 する場合には、 同 のないように、 3 の問題を検討したならば紛争当事国が有したであろう権利が の規定に基づいて単一の仲裁裁判所が設置される場合には、 カゝ 他の紛争当事 仲 検討を行い、 裁 裁 判所 国 いずれ は、 かつ、]が仲裁: 裁定を下す期間 の紛争当事 認定をすべての紛争当事国に提出する。 裁判所に お 国 ŧ いて意見を表明する場合には、 が許す限りにおいて、 他 の紛争当事 仲裁裁判所は、 , , 国 かなる意味にお の意見書を入手することができるもの 自己の 取り いずれか 当該仲裁裁判所に出席する 別々の仲裁裁判所が当該 扱う紛争につい いても侵害されること の紛争当事 7 国 別 が 要請 Þ 0

5 最大限可能な限り、 同 の問 題に関する紛争を検討するために二以上の仲裁裁判所が設置される場合には、 同一の者をそれぞれの仲裁裁判所 の仲裁人として選任する。 紛争当事 国は、

権利を有する。

6 \mathcal{O} 仲 根拠とされる事実 裁 裁 判所の設置 の要請には、 (問題となっている特定の措置を含む。) を明示するとともに、 第六十二条の規定に基づく協議が行われたという事実の有無及び申立て 申立ての法的 根拠

(違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。) を付する。

第六十五条 仲裁裁判所の構成

- 1 仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。
- 2 申立国及び被申立国は、 仲裁裁判 所の設置 の要請が受領された日の後三十日以内にそれぞれ一人の仲裁

人を任命し (いずれか の紛争当事国 の国民を任命することができる。)、及び裁判長となる第三の 仲 裁 人

の候補者を三人まで提案する。

第三の仲裁人は、

いずれ、

かの紛争当事国

の国民であってはならず、

1

ずれ

カゝ の紛争当事国に日常 の住居を有してはならず、 7 ず ħ か の紛争当事国により雇用されてはならず、 及び

1 か なる資格 におい ても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

3 申 立国 及び被申 立国は、 仲裁裁判 所の設置 の要請が受領された日 Iの後四· 十五 日以内に、 2の規定により

提案された候補者を考慮して、 第三の仲裁人を合意により任命する。 申立国若しくは被申 立 玉 \mathcal{O} **\ ずれか

が により任命することができない場合には、 2の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は紛争当事国がこの3の規定により第三の仲裁人を合意 世界貿易機関の事務局長に対し、 必要な任命をするよう直ちに

要請するものとする。 当該事務局長がいずれかの紛争当事国の国民である場合には、 事務次長又は次の地

を任 位 ものとする。 の職員のいずれかのうちいずれかの紛争当事国の国民でない者に対し、 命しなかった申立国又は被申立国によって行われたものとみなす。 この3の規定により行われる任命であって、 第三の仲裁人に係るもの以外のものは、 必要な任命をするよう要請する 仲裁

4 仲 裁裁 判所 の設置 の日は、 3の規定により第三の仲裁人が任命された日とする。

5 7 任 0 一の仲 権限及び任務を有するものとする。 0 裁 条 人を元 の規定により任命された仲裁 の仲裁 人の任命に係る規定と同 人が、 仲裁裁判 辞任し、 様の方法で任命する。 所の検討 又は職務を行うことができなくなった場合に は、 後任 . の 仲 後任 裁 人が の仲裁人は、 任命される時まで停止され 元 \mathcal{O} 仲 裁 人 は、 \mathcal{O} すべ 後

は、 性 動するものとする。 カコ 仲 ら生ずる紛争の解決につい 判断 紛争当事国は、 裁 人として任命される者は、 の健全性及び独立性を基準として選任され、 仲裁人がこれらの基準に従っていないといずれかの紛争当事国により認められる場合 協議し、 ての 合意する場合には、 法律、 専門知識 国際貿易その他この協定が対象とする問題又は国 又は経験を有するものとする。 当該仲裁人を解任し、 仲裁裁判手続を通じてこれらと同じ基準に従って行 新たな仲裁人をこの条の規定に 仲裁人は、 厳に客 際的な貿易協定 鼠観性、 信 頼

6

るも

のとする。

従って任命する。

第六十六条 第三国

- 1 仲裁裁判所に付託された紛争について実質的な利害関係を有し、かつ、その旨を書面により紛争当事国
- 意見書は、 紛争当事国にも送付されるものとし、 及び仲裁裁判所の裁定に反映することができる。

仲裁裁判所に対し意見書を提出する機会を有する。

及び紛争当事国以外の全締約国に通報した締約国は、

- 2 第三国 は、 仲裁裁判所の第一回会合に対する紛争当事国の意見書の送付を受ける。
- 3 第三国は、 既に仲裁裁判手続の対象となっている措置がこの協定に基づき自国に与えられた利益を無効

にし、 又は侵害すると認める場合には、 この章の規定に基づく通常の紛争解決手続を利用することができ

る。

第六十七条 仲裁裁判所の任務

- 1 第六十四条の規定により設置される仲裁裁判所は、
- (a) 自己に付託された問題の客観的 な評価 問問 題の事実関係、 この協定の適用の可能性及びこの協定との

適合性に関する検討を含む。)を行うべきである。

- (b) 必要に応じて紛争当事国と協議すべきであり、また、 紛争当事国が相互に満足すべき解決を図るため
- の十分な機会を与えるべきである。
- (c) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。
- (d) 裁定においては、 その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。
- (e) め、 (d)の認定とは別に、 これを紛争当事国による考慮に付することができる。 第七十一条の規定との関連において、 その実施方法についての提案を裁定に含
- (f) 定に定める権利及び義務を減ずることはできない。 裁定において、この協定に定める締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、 又はこの協
- 2 が 情 仲 裁裁 報 の提供を要請する場合には、 判所は、 必要かつ適当と認める関係情報の提供を全締約国に要請することができる。 全締約国は、 迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。 仲裁 裁判所
- 3 当事国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、 定 仲 の側 裁裁判所は、 面についての意見を得るために専門家と協議することができる。 いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、 仲裁裁判所は、い 専門家に対し意見書 また、 ずれ か 問題の \mathcal{O} Iの提 紛争

当事 り、 出を要請することができる。 る決定に際しても投票権を有しない。 国と協議 仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、 の上選定することができる。 仲裁裁判所は、 入手された情報及び技術上の助言については、 ただし、 いずれかの紛争当事国の要請により、 当該専門家は、 裁定その他の仲裁裁判所に 又は自己の発意によ 紛争当事国による利 よるい かな 紛 争

第六十八条 仲裁裁判手続

用を可能としなければ

ならな

1 この 条に規定する規則及び手 ・続は、 仲裁 裁 判手続に ついて適 用する。

2 紛 争当事 玉 は 仲裁 裁判 所と協立 議 \mathcal{O} Ļ この条の規定と反しない 追加 的な規則及び手続を採択すること

につき合意することができる。

仲裁裁判所の付託事項

3 仲裁裁判所は、次の付託事項を有する。

置 の要請に言及された問題を検討し、 (紛争当事国 が引用するこの協定の関連規定) 及び第六十七条の規定に従い裁定 に照らし、 第六十四条の規定による仲裁裁判所の設 (認定、 決定及び実施方法に . つ

いての提案がある場合には当該提案を含む。)を下すこと。」

意見書その他の文書

- 4 各紛争当事国は、 仲裁裁判所に提出した意見書の写しを他の紛争当事国に送付する。
- 5 仲 裁裁判手続に係る要請、 通報その他の文書であって、 4に規定するもの以外のものについては、 各紛

争当事国は、 その写しを他の紛争当事国に送付することができる。この場合には、ファクシミリ、 電子

メールその他の電子送信の手段によることができる。

6 明示 紛争当事国は した新 U い文書を送付することにより、 仲裁 裁判手続に係る要請、 通報、 **\ つでも訂正することができる。 意見書その他 己の文書 の記載上 の軽微な誤りを、 変更を

日程

7 仲 裁裁判所は、 紛争当事国と協議の上、 実行可能な限り速やかに、 可能な場合には仲裁裁 判所の 設置 $\overline{\mathcal{O}}$

後七日以内に、 仲裁裁判所の検討 \mathcal{O} 日程を定める。 仲裁裁判所のために定められる日程は、 紛争当· 事 国に

よる意見書の提出につい て明確 な期限を含むものとする。 日程の修正は、 仲裁裁判所と協議の上、 紛争当

事国間の合意により行うことができる。

仲裁裁判所の運用

- 8 仲 裁裁判は、 非公開とする。 紛争当事国は、 仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、そ
- の会合に出席する。
- 9 紛争について利害関係を有することを通報したすべての第三国は、 仲裁裁判所の第一回会合中に特別に

開 催される会議において自国の立場を表明するよう、 書面により招請される。 すべての第三国は、 当該

- 別に開催される会議の全期間出席することができる。
- 10 仲 裁 裁 判 所 の評 議及び仲裁裁判所に提出された文書は、 秘 密 のものとして取り扱う。
- 11 ることができる。 10 \mathcal{O} 規定 に カ か ただし、 わらず、 いずれ 他 の紛争当事 の紛争当事国 国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出 Ę 紛争に関する自己の立場及び見解について公に表明す した情報又は意見書
- については、 これを秘密のものとして取り扱う。 紛争当事国は、 秘密 の意見書を仲裁裁判所に 提出 した場
- 合には、 他 の紛争当事国の要請に基づき、 その情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出
- する。
- 12 仲 裁 裁判手続の場所は、 申立国と被申立国との間の合意により決定されるものとする。そのような合意

特

がない場合には、 仲裁裁判手続の第一回会合は被申立国の首都のいずれかにおいて行い、 その後は紛争当

事国の首都において交互に行うものとする。

13 紛争当事国は、 仲裁裁判手続における表明、 陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。 紛争当事

(裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対す

る回答を含む。)については、 他の紛争当事国による利用を可能としなければならない。 国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書

第六十九条 裁定案及び裁定

1 仲 裁 裁判所の裁定 の起草 は、 紛争当事国 一の参加なしに、 カン つ、 仲裁裁判手続において提供され た情報及

び行わ ħ た陳述を踏まえて行うものとする。 仲裁裁判 所の裁定 の中で各仲裁 人が 表明した意見は、 匿 名と

する。

2 仲裁裁判所は、 紛争当事国が裁定案 (説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。) の特定の

部分を検討することができるようにするため、 その設置の日の後九十日以内に、 紛争当事国に対し裁定案

を提示する。

3 仲 裁裁判所は、 2に規定する九十日の期間内に裁定案を提示することができないと認める場合には、 裁

定案を提示するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争当事国に通報する。

- 4 紛争当事国は、 裁定案が提示された日の後十五日以内に、 仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見
- を書面により提出することができる。
- 5 仲 裁裁判所は、 4に規定する紛争当事国の書面による意見を受領した場合には、 自己の発意により、 又
- は紛争当事 国 の要請により、 自己の裁定を見直し、 及び適当と認める更なる検討を行うことができる。
- 6 仲 裁 裁 判所 は、 裁定案が提示された日の後三十日以内に、 紛争当事国に対し裁定を下す。
- 7 な 仲 V 場合には、 裁 裁 判 所は、 過半数による議決でこれを行うことができる。 裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行う。 コンセンサスに達することができ
- 8 仲 裁 裁 判 所 の裁定は、 最終的なものであり、 か つ、 紛争当事 国を拘束する。
- 9 仲 裁裁 判所 の裁定は、 裁定が紛争当事国に下された日の後十日以内に、 全締約 国に送付される。

第七十条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 に対し共同で通報する日から十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。 仲 裁裁判所は、 紛争当事国が合意する場合にはいつでも、 紛争当事国がその合意を仲裁裁判所の裁判長 仲裁裁判手続

は、 を超えて停止された場合には、 停止の後、 いずれかの紛争当事国の要請により再開することができる。 当該仲裁裁判所は、 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほ 仲裁裁判所の検討が十二箇月 その

2 紛争当事国は、 裁定が下される前であればいつでも、 裁判長に対し共同で通報することにより、 仲裁裁

判手続の終了について合意することができる。

設置

の根拠を失う。

3 仲 裁 裁 判所は、 裁定案が提示される前 の仲 -裁裁 判手続のい かなる段階においても、 紛争当事国に対し友

第七十一条 裁定の実施

好的

に紛争を解決するよう提案することができる。

1 被 申立国 は、 第六十九条 の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2 ことができ、 る。 被 申立国 申 꺗 玉 は、 は、 仲裁裁判所は、 通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁 裁定が下された日の後二十日以内に、 当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。 当該裁定を実施するための 仲裁裁判所は、 期 間を申立 裁判所に付 玉 その問 に 通 する 報す 題

が付託された日の後三十日以内に紛争当事国に対し自己の決定を通報する。

3 の協定に基づく譲許その他 の後二十日以内に満足すべき代償について合意がされなかった場合には、 互に満足すべき代償を与えるため、 被申立国は、 2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、 の義務の適用 当該期間 の停止の妥当な程度を決定するよう仲裁裁判所に要請することが の満了までに申立国と協議を開始する。 申立国は、 当該 被申立国に対するこ 期 間 \mathcal{O} 満了 \mathcal{O} 相 日

4 申立 \mathcal{O} 申立国 適 用 国が裁定を実施 の停止 は、 被申立] の妥当な程度を決定するため、 していないことを確認し、 国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、 問題を仲裁裁判所に付託することができる。 及び被申立国に対するこの協定に基づく譲許その 他 \mathcal{O} 義務 被

できる。

5 裁判 \mathcal{O} 仲裁人は、 所の仲裁 の条 の規定により設置される仲裁裁判所は、 第六十五条2及び3の規定に従って任命する。 人により構成する。 これが可能でない場合には、 できる限り、 裁定 この条の規定により設置される仲裁 の対象となった問題を取り扱っ た仲裁 裁 判 所

6 題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。 紛争当事国が異なる期間について合意しない限 り、 3及び4の規定により設置される仲裁裁判所は、 問

7 この条の規定により設置される仲裁裁判所の裁定は、すべての紛争当事国を拘束する。

第七十二条 代償及び譲許の停止

- 1 することができる一時的な手段であるが、これらのいずれの手段よりも当該裁定の対象となった措置をこ の協定に適合させるために当該裁定を完全に実施することが優先される。 代償及びこの協定に基づく譲許その他の義務の停止は、 裁定が妥当な期間内に実施されない場合に利用 代償が与えられる場合には、こ
- 2 は停止 この協定に基づく譲許その他 しては、 ならな この義務 の適用 は、 前条3及び4に規定する手続の開始の前又はその 期間

 \mathcal{O}

協定に適合するものでなければならない。

- 3 後に 1 \mathcal{O} 他 カン 前条3及び なる譲許その他の義務の適用が停止されるかについて通報を受けるものとする。 の義務 のみ行うことができる。 の適用を停止する意図を有する旨を申立国が被申立国及び被申立国以外の全締約国に通 4に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、 被申立国及び被申立国以外の全締約国は、 被申立国に対するこの協定に基づく譲許そ 停 止 の開始及びこの協定に基づく 金報した
- 4 前条3及び4の規定によりこの協定に基づくいかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当た

中

- り、 その停止は、 次のことを条件とする。
- (a) 時的なものであり、 かつ、 相互に満足すべき解決が紛争当事国間で得られ、 又は裁定が実施された

ときに解除されること。

- (b) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
- (c)

仲裁裁判所が無効化又は侵害を認定した分野と同一の分野に限定されること。もっとも、

当該分野に

おける譲許又は義務の適用を停止することができず、 又は効果的でない場合には、 申立 国は、 その 他

分野におけるこの協定に基づく譲許又は利益を停止することができる。

- 5 には、 申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の停止が 問題 は、 仲裁裁判所に付託されるものとする。 この条の規定により設置される仲裁裁判所に 4 の規定に抵触すると被申立国が認める場合 っつい て
- は、 前 条 5 の規定を準用するものとする。
- 6 が 付託された日の後六十日以内に裁定を下す。 紛争当事国が異なる期間について合意しない限り、この条の規定により設置される仲裁裁判所は、 当該裁定は、 すべての紛争当事国を拘束する。 問題

第七十三条 費用

 \mathcal{O}

1 申立国及び被申立国は、 自己が任命した仲裁人に係る費用並びに自己の経費及び訴訟費用をそれぞれ負

担する。

2 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、 裁判長に係る費用その他仲裁裁判手続に関連する経費

は、紛争当事国が均等に負担する。

3 仲 裁 裁 判所 ば、 仲裁 裁判手続に関連して発生するすべての一般経費 (補助要員、 指定された記録作成者

及び 他の 雇 用人へ の支払を含む。)について記録を保管し、 及び最終的な決算書を提出する。

第十章 最終規定

第七十四条 目次、見出し及び小見出し

目次、 見出 し及び小見出 l は、 引用上 一の便宜 のためにのみ付されたものであって、 この協定の解釈に影響

を及ぼすものではない。

第七十五条 見直し

全締約国は、 別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこ

の協定が第七十九条1の規定に従って効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、 その後においては

五年ごとに行う。

第七十六条 附属書及び注釈

この協定の附属書 (付録を含む。) 及びこの協定中の注釈は、 この協定の不可分の一部を成す。

第七十七条 改正

- 1 この協定は、全締約国の合意により改正することができる。
- 2 府に通告する。 各締約国政府 当該改正は、 は、 改 正 の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を書面により他 日本国政府及び少なくとも一の ASEAN構成国である締約 国 \mathcal{O} 1の締 政 府がその 約 国 政

通告を行った日の属する月の後二番目の 月の初日に、 それらの通告のうち最後の ŧ \tilde{O} が . 行わ れ た日までに

自ら の政府がそのような通告を行った締 約国 『の間で、 効力を生ずる。

3 日 2 の後に、 の規定に従って日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国である締約国 ASEAN構成国である締約国が2に規定する通告を行う場合には、 1に規定する改正は、 の政府が 通告を行った 当

る。

該

A

SEAN構成国については、

当該通告が行われた日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ず

- 4 2及び3の規定にかかわらず、 改正の効力発生に必要な2に規定するASEAN構成国の数は、 全締約
- 国の合意により増加することができる。
- 5 2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を全締約国政府が交換す

ることにより行うことができる。 当該改正は、当該外交上の公文において指定される日に全締約国につい

て効力を生ずる。

- (a) に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。 附属書一(ただし、 統一システムの改正に伴う改正であって、 附属書一に従って他の締約国 の原産品
- (b) 附属書二
- (c) 附属書四の付録
- (d) 附属書五

第七十八条 寄託者

全ASEAN構成国については、 同事務局長は、 各ASEAN構成国に対しこの協定(その改正を含む。) この協定(その改正を含む。)は、 ASEAN事務局長に寄託するもの の認証謄本を速やかに送付

する

第七十九条 効力発生

1 日 国政府に通告する。 各署名国政府は、 \mathcal{O} 属する月の後二番目の月の初日に、 この協定は、 この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を書面により他の署名 日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国 それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府が の政府が通告を行った

そのような通告を行った署名国

の間で、

効力を生ずる。

2 行つ、 る。 存在する条件 に規定する通告を行うASE 1 また、 た 日 の規定に従って日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国の政府が通告を行った日 の属する月の後二番 附属書一の適用上、 (当該通告の時までに第七十七条の規定に従って発効した改正を含む。 目の月の初日に効力を生ずる。 AN構成国については、 当該ASEAN構成国の関税の段階的な撤廃又は引下げは、この協定が この協定は、 当該ASEAN構成国は、 当 該 A S E A N 構 成国)により拘束され この協定に従って が当該 の後に、 通告を 1 1

第八十条 脱退及び終了

の規定に従って効力を生ずる日に開始するものとする。

1 いずれの締約国も、 年前に他の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定から脱退

この劦定は、日かすることができる。

2 この協定は、 日本国又は締約国である全ASEAN構成国が1の規定に基づいて脱退した場合に終了す

る。

以上の証拠として、下名は、 各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

年 二千八年 エンチャンで、二千八年 ンで、二千八年 英語により本書二通を作成し、二千八年 月 月 日にマニラで、二千八年 月 日にハノイで署名した。 日にプノンペンで、二千八年 月 日にクアラルンプールで、二千八年 月 月 日にシンガポールで、二千八年 日に東京で、二千八年 月 日にジャカルタで、二千八年 月 月 月 日にネーピードーで、二千八 日にバンダルスリブガワ 日にバンコクで、及び 月 日にビ

日本国政府のために

ブルネイ・ダルサラーム国政府のために

カンボジア王国政府のために

インドネシア共和国政府のために

ラオス人民民主共和国政府のために

マレーシア政府のために

ミャンマー連邦政府のために

フィリピン共和国政府のために

シンガポール共和国政府のために

タイ王国政府のために

ベトナム社会主義共和国政府のために